

令和 5 年 5 月 22 日

組合員 各位

福岡市管工事協同組合
理事長 藤 成徳
(事 務 局)

熱中症対策に資する現場管理費の補正について

福岡市より令和 5 年 5 月 8 日付で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更されたことを踏まえ、文書が送付されました。

今後は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」令和 2 年 7 月 14 日付けによる対応となります。

対象工事である旨等の明示については、現場説明書・特記仕様書に明示されています。受注組合員は、工事監督と協議願います。

現場管理費の補正等の詳細については、福岡市管工事協同組合ホームページに添付資料として掲載しております。

組合員の皆様におかれましては、周知されますようお願いいたします。

記

福岡市管工事協同組合ホームページに（添付資料）として掲載
「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」令和 2 年 7 月 14 日付
及び運用について （4 枚）

5 月 7 日まで（令和 2 年 7 月 22 日付 水技第 71 号）

【真夏の定義】

昼間：最高気温 28 度以上

夜間：作業時間帯の最高気温 28 度以上

5 月 8 日以降（令和 2 年 7 月 14 日付 水技第 61 号）

【真夏の定義】

昼間：最高気温 30 度以上

夜間：作業時間帯の最高気温 30 度以上

令和2年7月14日
福岡市水道事業管理者 坂本 秀和
(水道局計画部技術管理課)

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

福岡市水道局では、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしましたので、通知します。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

気象庁の地上気象観測所（以下気象観測所という。）の日最高気温が30度以上の日、または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上、またはWBGTが25度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

2. 対象工事

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温等の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数：1. 2

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数) + 補正値)

4. 適用

本通知は、令和2年7月10日以降に当初契約締結する工事から試行を適用する。

なお、令和2年7月10日以前に当初契約締結した既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。

5. 運用について

運用にあたっての考え方について、別紙のとおりとする。

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」の運用について

1. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温，または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお，WBGTを用いる場合は，WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

受注者は，工事期間中における真夏日の確認を行う気象観測所を施工計画書に記載し，発注者に提出すること。

※福岡市最寄りの観測所

気象庁：福岡，博多 環境省(WBGT)：福岡

(2) 計測結果の報告

工事期間中の真夏日日数は，変更設計時点までは気象庁等の観測値で判断するものとし，変更設計時点から工期末迄は，2009年から2018年まで過去10年間の最高気温平均値を示した資料1「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」を参考に真夏日日数を加算し，協議書(様式2-3)で報告すること。

2. 積算方法等

- (1) 受注者より提出された計測結果の資料をもとに，真夏日率を算出し現場管理費率に加算する。

3. 既契約工事における変更

(1) 気温の計測期間

本通知日以降に受発注者協議により「基準日」を定め，当該基準日から工期末までの期間のうち，真夏日にあたる日数を計測する。なお，「基準日」は，厚生労働省の令和2年度水道施設整備費に係る歩掛表の適用年月日である令和2年7月10日以降とする。

既契約工事においては，通知書(様式2-4)により発注者からの通知で特記仕様書記載例の内容を受注者に示すとともに，「基準日」を定め，当該基準日から工期末までの期間のうち，真夏日にあたる日数で真夏日率を算出し，現場管理費の補正を適用する。

本通知以前に施工計画書を提出済みの工事にあつては，工事打合せ簿(様式2-1)で真夏日の確認を行う最寄りの気象観測所を報告することとし，施工計画書に添付する。

(2) 積算方法等

既契約工事における真夏日率の算出方法は，以下の式とする。

$\text{真夏日率} = \frac{\text{基準日から工期末までの真夏日}}{\text{工期}}$

4. 対象工事である旨等の明示

この通知以降に発注する工事については、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温等の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を現場説明書、特記仕様書に明示すること。

(1) 現場説明書への記載例

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、真夏日に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 特記仕様書への記載例

第〇条

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、真夏日に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和2年7月14日付水道局技術管理課通知)」に基づき行うものとする。

5. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができる。

6. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらに寄らないことができる。